

『図解 いちばん親切な年金の本 26-27年版』

お詫びと訂正

本書に掲載されている内容に、一部誤解を招く表現がありました。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

●118 ページ 10 行目～

誤)

そのほか、**配偶者が厚生年金保険に 20 年以上加入して老齢厚生年金を受け取れるときや障害厚生年金、障害基礎年金などを受け取れるときも、配偶者の分の加給年金は支給停止となります。**

正)

そのほか、**厚生年金保険に 20 年以上加入した配偶者が老齢厚生年金を受け取るときや、障害厚生年金、障害基礎年金を受け取るときも、配偶者分の加給年金は支給停止となります。**

●119 ページ 「厚生年金への加入は 20 年が分かれ道」の下から 5 行目～

誤)

生計を維持されている配偶者の**ほう**は、正社員期間だけでなく、パートなど非正規社員の期間も含めて厚生年金保険への加入が**トータルで 20 年を超えると、加給年金の対象から外れます。**

正)

生計を維持されている配偶者は、正社員期間だけでなく、パートなど非正規社員の期間も含めて厚生年金保険への加入**期間が 20 年以上ある場合、配偶者自身の老齢厚生年金の受給権が発生するまでは、配偶者加入年金は加算されます。**